第３８回大阪府障がい者施策推進協議会　議事録

日時 平成２７年９月１４日（月曜日）

午後１時から３時

場所 國民會館住友生命ビル１２階　大ホール

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 大阪市中央区大手前２－１－２

　　出席委員（五十音順、敬称略）

（一財）大阪府身体障害者福祉協会会長　嵐谷　安雄

日本労働組合総連合会大阪府連合会部長　岩﨑　富巳子

（公社）大阪聴力障害者協会会長　大竹　浩司

　　　（社福）大阪府社会福祉協議会会長　綛山　哲男

　　　（一社）大阪精神科病院協会会長　河﨑　建人

　　　（公社）大阪府精神障害者家族会連合会会長　倉町　公之

　　　（社福）大阪手をつなぐ育成会理事長　坂本　ヒロ子

　　　大阪府立大学大学院人間社会学研究科教授　関川　芳孝

　　　（一社）大阪府歯科医師会理事　大東　美穂

　　　特定非営利活動法人大阪難病連理事長　髙橋　喜義

　　　大阪府市長会健康福祉部会長（四條畷市長）　土井　一憲

　　　（社福）大阪府肢体不自由者協会常務理事兼事務局長　道井　忠男

　　　障害者（児）を守る全大阪連絡協議会代表幹事　中内　福成

　　　（一社）日本筋ジストロフィー協会大阪支部長　中岡　稔侍

　　　（社福）四天王寺福祉事業団四天王寺太子学園施設長　成澤　佐知子

　　　梅花女子大学心理こども学部心理学科教授　新澤　伸子

　　　大阪自閉症協会副会長　福田　啓子

　　　障害者の自立と完全参加を目指す大阪連絡会議議長　古田　朋也

　◎　関西学院大学人間福祉学部教授　牧里　毎治

　　　（一社）大阪知的障害者福祉協会会長　安本　伊佐子

　　　大阪精神障害者連絡会代表　山本　深雪

大阪府町村長会副会長（忠岡町長）　和田　吉衛

　◎　会長

○事務局

　定刻になりましたので、ただいまから、「第３８回　大阪府障がい者施策推進協議会」を開催させていただきます。委員の皆様方におかれましては、ご多忙のところ、ご出席を賜りまして、誠にありがとうございます。

本日の司会を務めさせていただきますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

　それでは、開会に先立ちまして、福祉部長の酒井より、ひとことごあいさつ申し上げます。

○事務局

第３８回「大阪府障がい者施策推進協議会」の開会にあたり、一言ご挨拶申し上げます。本日は、委員各位におかれましては、ご多忙の中、本協議会にご出席いただき、誠にありがとうございます。

本日の会議では、2点議題がございまして、まず、1点目は第４次大阪府障がい者計画及び第３期大阪府障がい福祉計画の取組状況を報告させていただき、ご意見を賜りたいと考えております。

このうち、第３期大阪府障がい福祉計画は、昨年度末で終期を迎え、今年度より第4期大阪府障がい福祉計画の初年度となっております。本日ご報告させていただく平成26年度の実績につきましては、第３期大阪府障がい福祉計画最後の実績でありますことから、本日、皆様からいただくご意見も踏まえて、より一層分析を深め、今後の障がい福祉施策の展開に活かしていきたいと考えております。

2点目は、平成28年4月に施行される障害者差別解消法に関するものです。

この間、差別解消部会において、大阪府における障がいを理由とする差別の解消に向けた実効性のある取組みについて、ご議論いただき、そのご報告をしていただきます。

部会長、ならびに、部会の委員の先生方には大変精力的にご議論をいただきました。本当にありがとうございます。重ねて厚く御礼を申し上げたいと存じます。

　以上のように、今後の障がい福祉行政の推進、あるいは障がい者の権利の実現ということに係る重要な内容でございます。限られた時間ではございますが、先生方から忌憚のないご意見を賜りますようにお願いを申し上げまして、私からのごあいさつとさせていただきます。本日は、どうぞよろしくお願いを申し上げます。

○事務局

現在の委員は配布しております名簿のとおり２８名でございます。本日は委員２８名のうち２１名のご出席をいただいております。「大阪府障がい者施策推進協議会条例」第５条第２項の規定により、会議が有効に成立しておりますことをご報告させていただきます。

　また、今年度３名の委員の方が代わられました。今回より本協議会での審議に参画していただきますので、お名前をご紹介させていただきます。

　一般社団法人 大阪府歯科医師会理事、大東美穂委員。四條畷市長、大阪府市長会健康福祉部会長、土井一憲委員。社会福祉法人 大阪府肢体不自由者協会常務理事兼事務局長、道井忠男委員。

　続きまして、事務局ですが、障がい福祉室をはじめ関係課が出席をしておりますので、よろしくお願いいたします。

　次にお配りをしている資料の確認をさせていただきます。

　次第。委員名簿。

　資料１「第４次大阪府障がい者計画及び第３期大阪府障がい福祉計画の取組状況（平成２６年度実績）について」。

　資料２「大阪府における障がいを理由とする差別の解消に向けた実効性のある取組みについて（これまでの議論の整理）の概要」。

　資料３「大阪府における障がいを理由とする差別の解消に向けた実効性のある取組みについて（これまでの議論の整理）」。

　委員からの意見書。配席図。

以上を配布しております。資料の不足等がございましたら、事務局までお知らせ願います。よろしいでしょうか。

　なお、大阪府においては「会議の公開に関する指針」を定めており、本指針に基づき、本会議も原則として公開としております。

　また、配布資料とともに、委員の皆様の発言内容をそのまま議事録として大阪府のホームページで公開する予定にしております。ただし、委員名は記載いたしません。あらかじめご了解をいただきますようお願いいたします。

　次に、この会議には手話通訳を利用されている聴覚障がいの委員や点字資料を利用されている視覚障がい者の方等がおられます。障がい者への情報保障と会議の円滑な進行のため、ご発言の際はその都度お名前をおっしゃっていただくとともに、手話通訳もできるようにゆっくりと、かつ、はっきりとご発言をお願いいたします。

　また、点字資料は墨字資料とページが異なります。図表はございませんので、本日の資料を引用したり言及されたりする場合には、具体的な箇所を読み上げる等のご配慮をお願いいたします。

　それでは以後の議事進行につきましては、会長にお願いをしたいと存じます。よろしくお願いいたします。

○会長

はい。それでは早速始めさせていただきたいと思います。本日はお手元の次第にございますように、大きく２つの議題がございます。

　１つ目は、先ほども説明がございましたように、「第４次大阪府障がい者計画」、それから「第３期大阪府障がい福祉計画」について、どういう取組み状況になっているのかということを確認して、検討をいただきたいと思っています。

　２つ目は、今、懸案の事項でございますが、「大阪府における障がいを理由とする差別の解消に向けた実効性のある取組みについて」ですね。ご意見をまとめていただきましたので、これを、あとで部会長からご報告をいただき、それを元に皆様からの意見をいただきたいと思います。６月から５回ぐらいにわたって精力的にご検討をいただきましたので、そのことも踏まえて意見をいただきたいと思っております。

　それから一応、きょうは３時までという予定でございまして、その時間内に収まるように、多くの方々からご意見をいただき効果のある会議の場にしたいと思っていますので、ご協力をよろしくお願いしたいと思います。

　それでは早速、１つ目の議題「『第４次大阪府障がい者計画』及び『第３期大阪府障がい福祉計画』の取組状況について」の検討に入りたいと思いますが、まず事務局から２つの計画についての状況についてご説明をいただきたいと思います。そのあと、皆様からご意見、ご質問をいただきたいと思います。では、事務局の説明を求めます。

○事務局

事務局でございます。議題１「『第４次大阪府障がい者計画』及び『第３期大阪府障がい福祉計画』の取組状況について」、平成２６年度の実績となりますが、これについてご説明をさせていただきます。失礼ですが、座ってご説明をさせていただきます。

　昨年度（平成２６年度）の推進協議会におかれましては、本年度を計画のスタート年度として、平成２９年度までの３か年を計画期間とする「第４期障がい福祉計画」の策定についてご議論をいただきましたが、本日は前期計画である「第３期障がい福祉計画」について、計画期間は平成２４年度から２６年度まででございましたが、計画の最終年度である平成２６年度の実績をご報告させていただきます。

　また、現在、計画期間中でございます「第４次障がい者計画」の平成２６年度の実施状況の概況についても、あわせてご報告をさせていただきます。

　なお、「第３期障がい福祉計画」につきましては、一部実績の数値が確定していないところもあり、本日は中間的な報告という位置づけになっております。

　本日、委員の皆様からのご意見などを踏まえ、結果の分析を進め、第４期障がい福祉計画の推進に活かしていきたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

　それでは資料１に基づきご説明をさせていただきます。点字版では１ページの中ほどからとなります。墨字版では１ページをご覧ください。

　大きな項目の１番。「１．第３期障がい福祉計画の主要項目における取組状況」についてご報告いたします。

　（１）「目標値に対する実績」についてでございます。第３期障がい福祉計画においては、３つの主要な成果目標を掲げておりました。

　１つ目は、入所施設利用者の地域移行。２つ目は、入院中の精神障がい者の退院促進、３つ目は、福祉施設から一般就労への移行でございます。

　まず、「入所施設利用者の地域移行」についてご説明いたします。第３期障がい福祉計画では、入所施設利用者の地域移行につきましては、平成１７年１０月の入所施設利用者数を基準に、平成２６年度までに４０％以上、具体的には２，３７８人を地域生活へ移行することとしておりました。

　最終年度における実績ですが、３３．５％、具体的な地域移行者数は１，９９０人となっております。墨字版では上段のグラフのとおりです。点字版におきましては、２ページ目に、平成１８年度から２６年度までの各年度の実績と、平成２６年度の目標値を記載しております。

　次に、入所施設利用者の地域移行に関連いたしまして、「入所施設利用者の削減」についてでございます。これは地域移行で施設から出ていかれる方もいらっしゃれば、逆に新たに入所される方もおられますので、その差し引きで結果として入所者数がどのぐらい減少するかを表すものです。点字版では２ページの中ほどからとなります。

　第３期計画では、入所施設利用者の削減目標につきましては、平成２６年度末の施設入所者数を、平成１７年１０月１日時点の施設入所者数から２０％以上、具体的には１１８９人減少することとしておりました。

　ここで大変申し訳ございませんが、数字の誤りがありましたので訂正させていただきます。資料では最終年度における実績について、「１５．３％、９１２人の減少」と記載しておりますが、正しくは「１６．６％、９８８人」の実績となっております。

　ここ３年の実績で見ると、目標達成に至っておりませんが、徐々に入所施設利用者の削減が進んでいるとの傾向にございます。点字版におきましては、２ページの下から３行目から３ページにかけて、平成１８年度から２６年度までの各年度の実績と、平成２６年度の目標値を記載しておりますが、墨字版、点字版とも訂正が間に合わず、訂正前の数字のままとなっておりますことをお詫びいたします。

　公表資料では訂正した数字に修正させていただきますので、よろしくお願いいたします。

　いずれの数字も目標を下回る結果となっておりますが、国の指針では入所施設利用者の地域移行については３０％以上の地域移行、入所施設利用者の削減については１０％以上の削減としており、国の基準についてはクリアしております。

　大阪府が独自にそれぞれ１０％上乗せした部分について、結果が及ばなかったということでございます。これらの結果につきましては、数字だけではなく、その背景にある要因や市町村が抱える課題を把握する必要が重要であると考えていることから、市町村に対するヒアリングをあわせて実施しており、これらの結果や本日の皆様のご意見を踏まえ、我々としては第３期の計画を総括していきたいと考えております。

　続きまして、点字版では３ページの中ほどから、墨字版では２ページをごらんください。２つ目の主要項目である「入院中の精神障がい者の地域生活への移行」についてご説明いたします。この目標については、２つの着眼点がございます。

　１つ目の着眼点は、１年未満入院者の平均退院率です。この目標については、平成２６年度における１年未満入院者の平均退院率を、平成２０年度と比べ７％相当分を増加させる、７７．８％を数値目標としていました。

　２つ目の着眼点は、入院期間５年以上、かつ、６５歳以上の退院者数です。この目標については、この第３期の障がい福祉計画策定時におきます直近の状況、つまり計画策定時において直近の実績であった平成２２年度を基準に、この時点の実績よりも２０％増加させる４９０名を数値目標としてまいりました。

　精神障がい者の退院促進の目標に関する数値につきましては、厚生労働省が毎年６月３０日付けで調査します、いわゆる「６３０調査」、正式名称は「精神保健福祉資料」といいますが、この公表資料から把握しております。

　毎年度のことではありますが、「６３０調査」の結果の取りまとめについては、国のスケジュールが大幅に後ろ倒しになっており、本日、最終年度である平成２６年度実績がまだ把握できておらず、平成２５年度の実績のままとなっておりますので、ご了承をお願いいたします。

　着眼点１の、１年未満入院者の平均退院率につきましては、目標値は７７．８％でありましたが、平成２５年度実績は７５．２％となっております。

　着眼点２の、入院期間５年以上、かつ、６５歳以上の退院者数につきましては、目標値は４９０人としておりましたが、平成２５年度実績では５８４人となっております。点字版では３ページの中段から４ページにかけまして、１年未満入院者の平均退院率に関する平成２６年度末の目標値と、平成２０年度から２５年度までの実績を記載しております。

　また、４ページ下段から５ページ上段にかけまして、入院期間５年以上、かつ、６５歳以上の退院者数に関する平成２２年度から２５年度までの実績と、平成２６年度末の目標値を記載しております。

　次に、３つ目の主要項目である「就労支援関係」についてご説明いたします。点字版では５ページの中段からとなります。墨字版では３ページをごらんください。

　まず、「福祉施設からの一般就労」につきましては、平成２６年度中に福祉施設を退所し一般就労する方を、平成１７年度のおおむね５．４倍増となる１，１００人を目標としておりました。

　ここ３年間の実績では、ほぼ横ばいで推移しており、平成２６年度の実績は目標の９３％、１，０２５人となっております。点字版では５ページの下から５行目から６ページにかけて、平成１６年度から２６年度までの各年度の実績と、平成２６年度の目標値を記載しております。

　次に、授産施設等障がい者の工賃水準についてとなります。点字版では６ページの中ほどからとなります。工賃水準につきましては、平成２６年度までに、平成２２年度の工賃実績月額である９，２４４円の約３０％増となる「月額１２，３００円を目指すこと」としておりました。

　平成２６年度の実績額は、月額１０，７６７円となっております。点字版では６ページの下から８行目から７ページにかけて、平成１８年度から２６年度までの各年度の実績と、平成２６年度の目標値を記載しております。

　大阪府は全国と比べて工賃実績が極めて低い状況にあります。大阪府では引き続き、「大阪府工賃向上計画」に基づく事業を実施しており、今後も工賃向上に向けた取組みを進めていくこととしております。

　次に、就労移行支援事業及び就労継続支援（Ａ型）の利用者に関する項目となります。点字版では７ページの後段からとなります。墨字版では４ページをごらんください。

　先ほどご説明をしました、一般就労を進めるためには、就労移行支援事業を利用する方を増やしていく必要がございます。そこで第３期計画では、就労移行支援事業者の利用者について、平成２６年度中の福祉施設の利用者のうち１割以上の方が利用することを目標としていました。

　また、就労継続支援（Ａ型）の利用者については、平成２６年度中の就労継続支援事業の利用者、つまりＡ型とＢ型をあわせた就労継続支援事業全体の利用者のうち、１割以上がＡ型を利用することを目標としていました。

　それぞれの実績についてですが、就労移行支援事業の利用者については、平成２６年度の実績は、福祉施設の利用者のうち６．６％となっております。ここ数年は横ばいの傾向となっております。

　一方、就労継続支援（Ａ型）の利用者については、平成２３年度までは、就労継続支援事業全体の利用者のうち３～４％と横ばいであったところですが、平成２４年度からＡ型を利用する割合が増加し始め、平成２６年度実績では就労継続支援事業全体の約１７％が利用する状況となっております。点字版では８ページに、就労移行支援事業者の利用者の平成２１年度から２６年度までの各年度の実績と、平成２６年度末の目標値を記載しております。

　また、引き続いて、就労継続支援（Ａ型）の利用者について、平成２１年度から２６年度までの各年度の実績と、平成２６年度末の目標値を記載しております。

　一方で、就労については、就労移行支援事業を利用する方を増やすこととあわせて、一般就労を支援する就労移行支援事業者の質を高めていくことが必要と考えております。大阪府においては、依然として就労実績のない就労移行支援事業者が多く存在しており、資料にはその割合がどのぐらいあるのかを参考として掲載しております。墨字版では４ページの下の表となります。点字版では９ページに、平成２１年度から２６年度までの各年度における就労実績のない就労移行支援事業者の割合と、平成２６年度末の目標値を記載しております。

　就労実績のない事業者は当初、約４０％ございましたが、年度を追うごとに徐々に減少している傾向にあります。平成２６年度の実績で見ると、２２％弱の事業所が就労実績がないという結果になっております。

　ただ、一概に実績がないことをもって、その事業所の質が低いとは言い切れず、より重度の障がいのある方を支援している中で結果的に実績につながっていないという場合も考えられますので、そこはしっかりと見極めていく必要があると考えております。

以上、第３期障がい福祉計画の主要な成果目標に関する実績について、ご報告させていただきました。

　引き続きまして、点字版では１０ページ、墨字版では５ページをごらんください。　　　（２）「見込量に対する実績」ということで、同じく第３期障がい福祉計画の活動指標となる、障がい福祉サービスの見込量に対する実績の状況についてご報告いたします。

　この項目につきましては、大阪府全体として計画期間３か年における障がい福祉サービスがどのぐらい必要であるかという見込みを、市町村ごとに算出して積み上げ、その見込みに対する実績を取りまとめたものです。

　この活動指標については、先ほどご報告いたしました「成果目標」とは異なり、見込んだ分と同じだけのサービスを利用してもらわなければならないという性質のものではなく、あくまでも見込みに対して実績がどうであったかを把握するものです。

　ただし、見込みと実績の数値の差に乖離があれば、単に見込みが大きかったのか、サービス提供体制上に課題があり使い勝手が悪かったのか、行政として要因を把握し、今後の福祉サービスの推進に活かしていきたいと考えております。

　本日は代表的なものとして、居宅介護関係、短期入所、グループホーム、相談支援、移動支援事業について、過去からの経年変化も含めてご報告をさせていただきます。

　まず、居宅介護関係についてですが、墨字版については５ページの上段のグラフとなります。点字版については１０ページの中段から１１ページにかけまして、平成２２年度から２６年度までの各年度の実績と、平成２６年度の見込量について、身体障がい、知的障がい、障がい児、精神障がいの、障がい種別ごとに記載しております。

　身体障がい、知的障がい、精神障がいにつきましては、見込量の８割から１０割を超える実績となっていますが、障がい児につきましては約６割となっています。

　次に、短期入所についてですが、墨字版については５ページの下段のグラフとなります。点字版については１２ページの中段から１３ページにかけまして、平成２２年度から２６年度までの各年度の実績と、平成２６年度の見込量について、居宅介護と同様に障がい種別ごとに記載をしております。

　身体障がい、知的障がい児につきましては、見込量のほぼ１０割となる実績となっています。ただ、依然として、「使えない」という声が多く、その原因が事業所や定員そのものが不足しているということなのか、それとも緊急時や特定の時期に利用が集中して使えないというマッチングの問題であるのか、そのあたりの要因分析が必要であろうと認識しております。

　続いて、点字版では１４ページ、墨字版では６ページになります。グループホームの利用者数になります。地域移行の受け皿と期待されるグループホームについては、全体として利用者が増加傾向となっております。点字版では１４ページから１５ページにかけまして、平成２２年度から２６年度までの各年度の実績と、平成２６年度の見込量について、障がい種別ごとに記載をしております。

　先ほど申し上げましたが、グループホームは地域移行を支える重要な受け皿でありますので、今後とも設置促進を図ることが重要であると考えております。

　次に、相談支援についてです。点字版では１５ページの中段から１６ページにかけまして、平成２２年度から２６年度の各年度の実績と、平成２６年度の見込量について、障がい種別ごとに記載をしております。

　今年度からすべての利用者に対して「サービス等利用計画」を作成することとなっております。２６年度の実績は、見込量の３割程度であり、これにつきましては大阪府全体の課題となっております。

　見込量に関する実績の最後となりますが、地域生活支援事業における移動支援事業について、ご報告させていただきます。墨字版では７ページになります。点字版では１７ページから１８ページにかけまして、先ほどと同様に、平成２２年度から２６年度までの各年度の実績と、平成２６年度の見込量について、障がい種別ごとに記載しております。

　移動支援については、大阪府の特徴は、全国的に見て利用が非常に高い状況となっていることです。これは社会参加が進んでいることの証左であると考えられますが、依然として多くの課題がある中で、国の３年後の見直しの検討もあわせ、情報収集に努めたいと考えております。

　墨字版の８ページ以降は、これらのグラフの元となります数値について表形式で整理したものとなっております。８ページが、障がい福祉計画の数値目標と、計画年度である平成２５年度の実施状況の一覧となっております。

　同じく点字版では１９ページから２２ページの中段にかけまして、先ほどご説明いたしました、主要な項目以外のものも含めまして、各数値目標ごとに、平成２６年度目標値、２６年度達成実施状況、達成割合の順で記載しております。

　先ほどご説明しなかったデータとしましては、日中活動系の障がい福祉サービスに係る実績や地域生活支援事業の実績などがございますが、これらの中には見込量を大きく下回るものもあれば、大きく上回るものもございます。それらにつきましては、乖離の要因分析や、見込みを上回ってサービス提供が増加している部分については、そのサービスの質の担保といった点についても留意する必要があると認識しております。ここまでが「第３期障がい福祉計画に係る実績」となっております。

　続きまして、「３．第４次大阪府障がい者計画の人材養成関係における取組状況」についてご報告いたします。墨字版では１２ページをごらんください。点字版については３９ページからとなります。

　墨字版の１２ページから１４ページ、点字版では３９ページから４１ページまでは、第４次障がい者計画の取組みの中で、情報保障に係る人材養成に関する取組み状況を整理しております。墨字版では１２ページに手話通訳者、点訳奉仕員、１３ページに朗読奉仕員、盲ろう者通訳・介助者、１４ページにＩＴサポーターの養成数の数値を記載しております。

　点字版では、３９ページに手話通訳者、点訳奉仕員、４０ページに朗読奉仕員、盲ろう者通訳・介助者、４１ページにＩＴサポーターにつきまして、平成２２年度または２４年度から２６年度までの数値の推移と、平成２６年度の目標値を記載しております。

　手話通訳者、点訳奉仕員、朗読奉仕員、盲ろう者通訳・介助者の養成の実績については、目標値には及ばない数値となっております。ＩＴサポーター養成については、目標値を達成しております。

　それでは続きまして、墨字版の１５ページをごらんください。「４．その他の主な施策の実施状況」についてです。点字版では４２ページからとなります。従来の障がい福祉計画は、行政側の施策体系に沿った構成となっておりましたが、第４次障がい者計画では、障がい当事者の視点から施策を検討し、「Ⅰ地域やまちで過ごす」「Ⅱ学ぶ」「Ⅲ働く」「Ⅳ心や体、命を大切にする」「Ⅴ楽しむ」「Ⅵ人間（ひと）としての尊厳を持って生きる」の６つの生活場面ごとに取組み内容を掲載し、従来の障がい者計画と構成を大きく変えております。

　ここからは、第４次障がい者計画に記載された、生活場面ごとの取組みを抜粋したものであり、具体的な目標概要と、２６年度の実施状況を記載しております。

　墨字版の１５ページと１６ページは、生活場面の「地域やまちで過ごす」となります。点字版では４２ページから６０ページとなります。

　生活場面の「Ⅰ地域やまちで過ごす」では、地域で暮らすための住まいの場の確保のための取組みや、相談支援の充実強化、バリアフリーなどのハードの整備、といった施策の取組み状況を整理しております。

　墨字版の１７ページから１９ページの上段は、生活場面の「Ⅱ学ぶ」となります。点字版では６１ページから８３ページとなります。生活場面の「学ぶ」では、障がい児の支援に係る取組みや教育分野での取組み状況を整理しております。

　墨字版の１９ページの下段は、生活場面の「Ⅲ働く」となります。点字版では８４ページから８８ページまでとなります。生活場面の「働く」においては、障がい者の雇用や社会貢献を行う企業の取組み状況を整理しております。

　墨字版の２０ページでは、「Ⅳ心や体、命を大切にする」、「Ⅴ楽しむ」、「Ⅵ人間（ひと）としての尊厳を持って生きる」の場面において、主だった取組み状況を記載しております。点字版では、生活場面の「心や体、命を大切にする」につきましては８９ページから９５ページ、生活場面の「楽しむ」につきましては９６ページ、生活場面の「人間（ひと）としての尊厳を持って生きる」につきましては９７ページから９８ページに記載しております。

　これらひとつひとつの詳細な説明は割愛させていただきますが、第４次障がい者計画につきましても、年度ごとに着実に取組みが進むよう、その状況把握に努めていきたいと考えております。説明が長くなりましたが、以上でございます。

○会長

はい。それではここからは皆様のご意見を頂戴したいと思います。はい。では、委員から。

○委員

時間がないと思うので簡単に。まず１ページの地域移行、施設入所者数の削減の課題ですが。当たっているかどうかわかりませんが、これまでの数値が一定、伸びてきている要因というのは、大阪府立のコロニー等大型の施設からの移行が数字的な大きな役割を果たしてきているのだろうと思っています。

　今後の課題について、これが延長線上ではないとは思いますので、新たな視点での見直しが必要かと。特に地域移行の場合には、地域の社会資源の整備がどれだけ進んでいるのかということと平行して考えられる部分だろうと思います。

　そういう意味では、グループホーム等の整備計画をもっと積極的に進めていくような、そういう独自の、特別な施策を考えないと、このままで単に数値目標を追っているだけでは実効性のあるものにはならないのではないかという危惧は持っています。

　それから３ページにある工賃の問題ですが、工賃については、以前からも言っていますが、大阪が低いということを報告されていますが、全国的に見て大阪の作業所というのは、いわゆる障がいの重い人たち、より重い人たちが作業所に来ている割合が高いのではないかと、私は考えております。その辺についても、可能であれば調査等も必要なのかなという。単に数字だけの問題ではないだろうと思っています。

　それから４ページの、Ａ型が急増しているということについてですが、これは本当に障がい者福祉の引き上げといいますか、充実につながっているのかどうかというところに、いろいろな疑問があるところなのですが。要は、Ａ型授産施設による利用者のたらい回しであるとか、期限がくれば自動的に出て行くということで、結果として、ここを卒業した人たちがＢ型の別の作業所に入ってきているというのが、非常に事例が多くなっています。

　ということでいうと、Ａ型本来の課題を全うしているのではなくて、単に事業を成功させるという、そこに目的がある事業者が増えてきているのではないかと思っています。

　それから５ページの、ショートステイの問題、短期入所の問題ですが、これも単純に数値だけをとらえるのではなくて、特に今、自宅介護等が困難になっている人たちが、施設やホームがないために長期対応といいますか、ロングショートと言われる人たちが増えてきていると、私は思っています。この部分についてもしっかりとその中身をみないと、本来のショートステイの役割を果たしていない、いわゆる施設の代替措置になっていっているのではないかという危惧を持っています。その辺もぜひ精査をしていただきたいと思っています。

　あと６ページですが、相談支援のところが進んでいないという、これも相談支援事業所の実態といいますか、国の単価も含めて大きな見直しをしないと、単に数値を作るだけに終わる、いわゆる計画を立てるだけで終わってしまうような、非常に不自然な形になって、本当の意味での相談支援というのは、その人たちの生活を丸ごととらえて、どう長期にわたって支援をしていくかということが課題だと思いますので、そういう意味ではこの制度そのものの充実を求める課題があるのではないかというように思っています。以上です。

○会長

はい。ほかにご意見ございますか。ひととおりご意見をいただいて、もし事務局で答えることがあれば、また答えていただきたいと思います。はい。

○委員

前回からこの協議会に参加させていただきました。今日、初めての出席でございます。今後とも、よろしくお願い申し上げます。

　私は精神科医療を提供する立場から、先ほどの説明に少し、質問というのか、このあたりはどうなのかなと思う点を述べさせていただきます。

　資料の２ページのところでございますが、先ほどの事務局の説明で、まだ平成２６年度の「６３０調査」の結果が出ていないということではございましたが、特にこの中で「入院期間５年以上、かつ、６５歳以上の退院者数」の件でございます。

　一応、平成２２年より２０％増加ということで、平成２６年の目標値が４９０人ということになっているわけですが、もう既に平成２３年、２４年、２５年の実績を見てみますと、かなりこの目標値よりも多く退院をなされているということで、たぶん平成２６年も４９０人を上回るということが容易に予測はできるのですが、問題はその中身なんだろうと思います。

　私どもの印象で、入院期間５年以上で、かつ、６５歳以上の方が病院から退院なされる際に、どこへ退院なされているのかという分析が、たぶんこれは「６３０調査」をしっかりと分析すればわかる話なのですが。これまでの国のデータ等を見ると、５年以上の入院の方で退院なされる際に、いわゆる自宅へ戻られたり地域へ戻られるという方は非常に少なくて、いわゆる身体的な合併症とか、あるいは死亡退院も含めて、本当の意味での地域へ戻られる、地域移行という方は果たしてこの中でどのくらいいらっしゃるのか、というところまでを、やはり分析をし、考えないと、この数値だけで達成をしたというのは、本当の意味での地域移行ではないのだと思っています。

　国が第３期障がい福祉計画で、この６５歳以上で、かつ、入院期間５年以上の方の退院者数を増やそうという思いは、できるだけ早く長期の入院患者さんを地域へ戻すための施策をどうするのか、ということでこれを成果目標に設定したのだというふうに理解はしていますが、現実的にはこの数値だけで達成をした云々という議論では、本当の意味での地域への移行ということにはならないのだと思っています。

　大阪府としては、そのあたりもできれば分析をして、今後の施策に活かしていただきたいと思います。

　それともう１点。先ほど、委員からもご指摘がございましたが、６ページの「相談支援」のところでございます。確かに、大阪のサービス等利用計画の策定は、全国的に見てもかなり低いというようにうかがっています。その原因は何なのかというところを、どのように大阪府としてお考えになっているのか。もう今は義務化されてしまったわけですから、全員がサービス等利用計画を策定してもらわなければいけないという中で、なかなかそれが達成できていないのはどういうところからそうなっているのか。そして、それに対してはどのように是正、あるいは改善をしていこうとされているのか。もしお考えがあれば、お教え願いたいと思います。以上です。

○会長

はい。ほかにご意見、ご質問ございますか。はい。どうぞ。

○委員

　今の実績のところの、例えば５ページの短期入所、６ページのグループホーム等について。精神障がい者が地域で暮らすということをかなり前から言って、ずいぶん進みつつありますが、今の委員のお話にもあったように、地域で暮らすというのが実際どういう状況になっているのかと言いますと、この短期入所というのは非常に使いたいという希望はあるのですが、なかなか使えない。それからグループホームなども入りたいというのもあるのですが、なかなか進まない。

　ぜひ、グループホームなどでは、府営住宅などの活用でご協力をお願いしたいと思うのですが。私の意見はそれだけです。以上です。

○会長

はい。ひととおりご意見は出ましたかね。ではこのあたりで、事務局から、もしお考えになっていることがあれば、ご紹介いただきたいと思います。まず、精神障がい者の地域移行については、もう少し中身について検討しないといけないと思うが、大阪府としてはどうされているのかという、あるいは、今後どう考えているのかというご意見、ご質問だと思いますが、いかがでしょうか。

○事務局

生活基盤推進課でございます。

　まず１点目の、精神障がい者の地域移行についてお答えいたします。資料にございますように、国の「６３０調査」、これは毎年やっておりまして、平成２６年度の調査結果はまだ全国集計はできておりません。平行しまして、平成２６年度は、「退院患者調査」を精神科病院にご協力をいただきまして行いました。その中で、１年以上入院されている方の転帰先区分、退院された後の状況について数字が出ておりますので、少しご紹介をしたいと思います。

　まず１点目。転院の方が全体の３５％程度。それから自立です、これは家族との同居による自立生活、それから単身生活、これが１７％程度。障がい福祉関係のグループホームでありますとか、宿泊型の自立訓練事業所、こちらが４％弱です。

　それとご高齢ということがございますので、高齢者福祉関係の施設、特別養護老人ホームですとか、そういった施設への入所が１２％、という状況になっております。

　委員のご指摘のように、長期入院の方については、転帰先についてもきちんと統計をとるように、分析をするように、これから進めていきたいと思います。以上でございます。

○会長

はい。よろしいですか。では、次いきましょうか。ほかにありましたのは、Ａ型は増えているけれども、これは単純に増えているということで評価していいのかという、かなり本質的なご質問だったと思うのですが、これについてはどうでしょうか。

○事務局

　Ａ型事業所でございますが、全国的にも傾向として増えていると。大阪府の場合も非常に利用者数は増えてございますが、特にＡ型事業所、平成２２年に比べまして、利用者数が３．６倍になっていると。もちろん、それに応じて増えてございます。

　ただ、一部聞くところによると、本来は一般就労に進まれるような方がＡ型事業所に行かれているようなケースもある、というようなことも聞いているところでございまして。今後はＡ型、Ｂ型を含めまして、アセスメント、プラン作成をされる際に必要なアセスメントを適切に行うように、何らかの形で指導してまいりたいと考えてございまして、目下、そういう状況でございます。

○会長

いいですか。事務局の答えで。

○委員

アセスメントをするのであれば、そこを退所している人がどういう経過を辿ってどこに行っているかというところまでを、ぜひおさえていただきたい。ここが一番問題になっているので。

　私の知っている範囲で言いますと、Ａ型を出所して、いわゆるＢ型の作業所に結構来ておられるというか。そういう状況の中で、その人にとって本当にＡ型のその場所がプラスになっていたのだろうかと思われるような、非常に人間的にも萎縮した人になって、就職に失敗した人とよく似たケースもあるのですが。作業所に来て半年ぐらいかからないと、その中での自分の役割が果たせないというような、そういう人たちも結構出てきていますので。

　そういう意味ではやはり本当の意味で、児童の児童デイなどの増大と一緒なんですがね。基本になっているのが、いわゆる「これは儲かりますよ」という業者があって、講習会等を開いて、１回３万円ぐらい要るらしいのですが、そこでの流れを見ていますと、大体職員の人件費比率が４０％ぐらいというのが多いですね。それがあったら金が残るのかなという部分と。

　Ａ型については、特に職安との関係で補助金を工賃に流用することで事業所としての収益を上げている。そうすると、短期で、１年、２年で出していかないと、その補助金が継続されないということもあって、早く外に出る。それが結果的に、作業所のＢ型のところに集まってきているというようなことを聞きますので。ぜひ、そういうことも視点に入れてしてほしいなというように思っています。

○会長

Ａ型、Ｂ型の事業所調査というのは定期的に行われているものなのでしょうか。今の委員のご質問も含めれば、その利用者さんが一体どういうような動き方をしているのか。Ｂ型のほうへ戻ってしまったりする場合もあるし、Ａ型から一般事業所へいく人もいる。行けるのだろうけれども、Ａ型事業所の運営をうまくやろうと思ったら、行かせないでＡ型にとどめておくとか、いろいろな実態があるのではないかと思うのですが、そういう側面と、事業そのものの運営で、あまりよくない経営をしている場合もありますので、そういう事業所経営で実態調査を行っているとか、定期的に何か観察しているというか、調査等は行われているのでしょうか。いかがでしょうか。

○事務局

定期的にそういう調査が行われているというのは聞いておりませんので。はい。

○会長

今後そういうことをやってみるという。

○委員

Ｂ型に新規で入ってこられる人たちがどこから来ているのかというのも、１つの調査とすれば面白いかもわかりませんね。今までだったら、大体学校から卒業してというのが普通であり、就職に失敗してという人が普通なんですが。たぶん、Ａ型から回ってきているという人たちというのが、一定数出てきているのではないかなというような危惧は持っています。

○会長

はい。実態把握ということについては引き続きお願いをしたいと思います。それからもう１つ、とても重要なのは、相談支援サービスですね。これはなかなか増えていないという。このことについて、どのように今後考えていくかということの、ご質問があったと思うのですが。これについてはいかがでしょうか。

○事務局

はい。地域生活支援課です。

　資料１にあるサービスの実績については、支給決定ベースになっていますので、モニタリングも入っているということなので、サービスの対象者だけに数字を絞って進捗をお話させていただきます。

　平成２７年３月末までの、サービス受給者数に占める計画作成済みのパーセンテージについては、（障がい）者の総合支援法分で４１％、児童福祉法の（障がい）児の分で４９．９％でした。

　それが平成２７年度以降、すべての障がい児・者の方々についてプランを作るということになっておりますので、２７年６月末時点の進捗率についてお話しますと、（障がい）者が４１％から５４％に、（障がい）児が４９．９％から６９．４％にということで、市町村、それから相談支援事業所ともに非常に努力をいただいているところかと思っております。

　ただし、全国的に見れば、まだまだ大阪府の進捗というのは進んでいない部類でして、要因の1つとして挙げられますのは、例えば書いている数字、そのサービス等利用計画を書いている数字について言えば、東京都に次いで大阪府は全国２番目に多くの数を書いているのですが、人口に占めるサービス受給者数の割合というのが大阪の場合非常に高いということがございまして、書いても書いてもなかなか進捗が上がらないというようなことの中で、市町村や相談支援事業所ががんばっていただいている状況かと思います。

　ただし、先ほど、「数字だけでなく障がい者の方の将来像も見据えたサービス等利用計画なのだから質の問題もあるのではないか」という委員のご指摘もありましたように、そのとおりだと考えております。

　まず、安定的に事業所が運営できるように、報酬評価については、複雑多岐にわたるようなものについては評価を行うようにということで、引き続き国に報酬上の評価を適切にするように働きかけるとともに、その担保といたしましては、市町村がいろいろやっていらっしゃる工夫などを集めて、それをほかの市町村にも介していく。例えば相談支援専門員がバーンアウトしない仕組みなどの工夫を、大阪府内の市町村に介していきたいというようなことで、質の担保を図っていきたいと考えております。

○会長

はい。それから、グループホームについても、これは要望ということになるのか、もう少し府営住宅等をうまく活用して、もっと実績を増やせないのかというご質問があったかのように思いますが。これについてはいかがでしょう。

○事務局

はい。生活基盤推進課でございます。

　府営住宅等でのグループホームの活用ということのご質問をいただきましたので、現在の数字を少しご披露いたします。

　公営住宅の内訳でございます。府営住宅で５５９戸、現在グループホームで提供させていただいております。それと大阪市等、市町営（市とか町が運営されている）の住宅、これで５６戸。あと、公的住宅としましてＵＲで、そちらで１９戸。府の住宅供給公社、そちらで３戸。これが現時点での活用状況でございます。

　正確な数字は持ちあわせていないのですが、全国の公営住宅でのグループホームの約半数が大阪府ということで聞いております。ただ、今後とも、府営住宅、公営住宅を含めまして、どんどん活用を広めていきたいと考えております。以上でございます。

○会長

委員、どうぞ。

○委員

　その「公営住宅を」ということについて、別に反対をするつもりはないのですが、もっと広げてほしいと思います。

　今、課題になっているのは、公営住宅の建て替えをすると次に戻ってくるところがないという、そういう現象が出ているということと、スプリンクラー問題があって、障がいの重い人が入れないというのが、そういう現象が現場では起きているので、そこをどうするのかという問題が1つあります。

　もう1つですね、障がいがより重い人がグループホームを利用せざるを得ないという、そういう実態の中で、いわゆる賃貸方式というか、既存の施設を使うというのではなくて独自に一から建設をせざるを得ないという、そういう実態がありましてですね。

　その場合に相当の費用がかかりまして、私は堺市に住んでいるのですが、堺市では土地と建物１０人規模のものを作ると、大体１億円ぐらいのお金が要るんですよね。これを誰が作るのかという話で。親が出し合ってというのも限界がありますよということもありますし。逆にいうと、お金がなければグループホームにも入れないという、そういう実態です。

　特に障がい者の高齢化、特に家族の高齢化が進んでいる状況の中で、本当を言うと、ある日突然親が亡くなったときに、その人が結果としてどこにも行くところがなくて、半年、１年、２年とロングショートを繰り返しながら、他府県の入所施設を探して行かざるを得ないという。

　この実態を解消するのは少なくとも、いわゆるグループホームを単に一事業所とか、その利用者任せにするのではなくて、行政的に一定の数が、行政が担保できるような、そういうものを建設していくような特別な施策をとらない限り、今の自然増任せですと、たぶん行き詰まっていくのではないかなという思いはしています。これは意見です。

○会長

はい。ご意見ということでね。また参考にしていただきたいと思います。あと、そうですね。工賃もありましたね。全国平均から見ると、大阪府は低いのだけれども、これはなぜかという。このあたりについて見解がございましたら、いただきたいと思いますが。あるいはこういう努力をしているのだというご紹介でも結構です。

○事務局

自立支援課でございます。工賃水準なのですが、近年の大阪府の月額平均工賃は着実には伸びているのですが、残念ながら、計画では平成２２年度の実績の９，２４４円の３０％増、１２，３００円といたしましたが、実績は１０，７６７円でございました。

　支払い総額も伸びておりますが、この間、就労継続支援（Ｂ型）事業所の数も非常に増えてございまして、平成２２年度には３３８であったものが、平成２６年度には６４９、約倍増となっております。また、工賃の支払い対象者数、これが、平成２４年度が前年度比にしまして６，５２６人増、平成２５年度が前年度比にしまして１１，７２９人増、平成２６年度が前年比にしまして８，９１５人増と、かなり数が増えてございます。

　工賃の伸びも顕著に推移してございますが、支給対象者数が増えたということで、どうしてもなかなか目標値に達しないというのがございます。もちろん、これに対しましては地域で共同受注の窓口、幾つかの事業者がパートナーを組まれたりして、そういう工賃向上計画の作成の中で横の連携もとられているやに聞いております。

　一方で、平成２４年から、時間単位あたりの工賃ということで厚生労働省が統計を取ってございますが、それを見ますと、平成２４年は１５２円、平成２５年は若干落ちまして１４４円、平成２６年が１５０円ということで、これはほぼ顕著に推移しております。これも若干全国平均は下回りますが、中身の質自身はそれほど悪くはなっていないと考えてございます。以上でございます。

○会長

　はい。ほぼ１時間経ったのですが、あともう１つ議題がありますので、次に移りたいと思うのですが。今までご意見をいただいたこと、それから事務局で答えていただいたことについて、まだ少し足りないとか、議論したいということはございますでしょうか。はい。委員、どうぞ。

○委員

　児童のことなのですが、この頃、放課後児童デイがたくさん増えてきまして、それには療育とかいろいろなことができるということで、保護者の方々がたくさんされるようになってきています。

　その中で、やはりそこの児童放課後デイの質というのですが、そういったところがなかなか見えにくいところもあって、実際行ってみて、良かったとか、悪かったとか、評価があるようです。だんだん増えてきていますので、そういったところで少し把握していただいて、質の良い放課後デイにお願いしたいと思っています。よろしくお願いいたします。

○会長

今の件は要望ということでしょうが、何か事務局からご意見ありますか。はい。どうぞ。

○事務局

事務局の地域生活支援課がお答えします。

　放課後等デイサービスにつきましては、委員からご指摘のありましたように、いろいろな支援の提供がされておりますが、そのサービスの内容はさまざまであるというようなことであるとか、市町村に対して私どもがアンケートをさせていただきましたところ、市町村のほうも、事業所によりかなり内容が違っていてなかなか把握しかねると、そのようなお答えも聞いております。

　そのようなことも踏まえまして、大阪府としてこの９月なのですが、放課後等デイサービスの事業所の現状を把握させていただくということで、今後の支援の質の確保などの検討につなげていくために、今アンケートを取らせていただいております。

　そのアンケートについては、早々に取りまとめた上で、また我々としてできることであるとか、検討させていただきたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。以上です。

○会長

はい。まだまだ意見があるかもしれませんが、時間の制約もございまして、もう１つ大きな議題を抱えておりますので、このぐらいにさせていただきたいと思いますが、次の議題に移ってよろしいでしょうか。

　はい。それでは議題２「大阪府における障がいを理由とする差別の解消に向けた実効性のある取組みについて」に移りたいと思いますが、この件に関しましては、先ほどご紹介いただきましたように部会でかなり熱心に検討していただきましたので、まず部会の報告を受けて、そのあとで皆様からご意見をいただきたいと思います。部会長からご説明をお願いしたいと思います。

○部会長

　このたび、平成２７年８月、大阪府における障がいを理由とする差別解消に向けた実効性のある取組みについて、議論の整理がまとまりましたので、ここに報告させていただきます。紹介させていただきますのは、資料２「大阪府における障がいを理由とする差別の解消に向けた実効性のある取組みについて（これまでの議論の整理）の概要」がございますので、概要版に基づいて簡単に紹介させていただこうと思います。

　まず「１　はじめに」でございますが、ご案内のとおり、差別解消部会で、この間検討をしてまいりました。差別解消部会の構成は、障がい当事者団体、事業者団体、相談機関等関係機関団体、学識経験者等によって構成される部会でございます。

　昨年（平成２６年）のこちらの施策推進協議会でもご報告させていただきましたが、差別解消法制定下における大阪府における差別解消に向けた取組みについて、提言を取りまとめてご報告をさせていただいております。

　大阪府における差別解消の取組みとしましては、３つ重要な課題があると取りまとめさせていただきました。その１つは、（１）何が差別に当たるのかについて、府民共通の物差しとなる「ガイドラインの策定」が必要であること。２つ目、（２）障がいを理由とする差別に関する「相談、紛争の防止・解決の体制整備」が大切であること。３つ目が、（３）障がいや障がい者に対する理解を深めるための「啓発活動の促進」が大切であること。これらを取りまとめさせていただいた上でガイドラインの策定・公表が必要であるといたしました。

　これを受けまして、平成２７年３月に既に「大阪府障がい者差別解消ガイドライン第１版」を策定・公表させていただいているところでございます。

　このあと、平成２７年６月から８月までに５回にわたり、障がいを理由とする差別解消に向けた実効性のある取組みについて、部会で議論をしてまいりました。主な議論の柱といたしましては、（１）相談、紛争の防止・解決の体制整備の具体的な方策について。（２）実効性の確保のための措置。すなわち、勧告、公表、罰則の必要性について。点字版３ページにまいりますが、（３）（（１）・（２）の議論を通じて）条例の必要性について、を検討いたしました。

　この間、障がい者当事者団体、事業者団体からのゲストスピーカーにご協力いただき、意見表明をいただきました。９名の意見表明をいただいたゲストスピーカーの方々には、改めてこの場をお借りしてお礼を申し上げたいと思っております。

　こうして最終的に平成２７年８月に、資料３にあります「大阪府における障がいを理由とする差別の解消に向けた実効性のある取組みについて」これまでの議論の整理の取りまとめを行いました。さて、その具体の内容について、ご紹介してまいります。

　「２　取組みの基本的な方向性について」。まず、「（１）共生社会を目指して」という理念の確認をいたしました。障害者差別解消法は、共生社会を作るための重要なルールである。法について、障がい者、その家族、支援者等や行政だけでなく、事業者を含め府民全体に周知していくことが必要であること。たとえ、相談等の体制を形式的に整えたとしても、府民全体の意識が変わらないと根本的な解決にはならないことを確認いたしました。

　点字版４ページにまいります。「（２）府ガイドラインの普及啓発」に関しましては、国よりも先に策定・公表いたしました「府ガイドライン」を活用した周知が重要である、と指摘させていただいております。

　「（３）事業者の取組み」でございますが、事業者の方も一方の当事者であり、同じ共生社会を目指す一員であるという位置づけの元で検討をいたしました。

　ただ、部会の委員、および、ゲストスピーカーの方々のご意見の中には、規模の零細な中小企業にとって過重な負担とならないよう、また、合理的配慮は新しい概念であることから、企業側の納得を得ながら一歩一歩差別解消の取組みを社会に定着させていくことが大切であると、ご意見がございました。

　「（４）取組みを進めるに当たっての視点」でございますが、３つ挙げさせていただいております。差別かどうかという視点も重要でございますが、生活全般から問題をとらえていく視点が大切であること。これとも関連いたしまして、障がい者が地域で安心して暮らしていくことを保障していくことが差別解消につながること。３つ目といたしましては、合理的配慮は個々の状況や時代の経過によって配慮の内容も常にかわっていくことに留意することが必要であること。

　こうした３点を考えましても、啓発活動が非常に重要であるということでございます。

　点字版５ページでございます。さて、「３　相談、紛争の防止・解決の体制整備の具体的方策について」でございます。今回の議題の、議論の最も重要な部分であると認識しております。

　「（１）地域・既存の相談機関等における解決の仕組み」でございます。これにつきましては、もっぱら市町村の役割が重要だと考えております。法で地方公共団体（都道府県と市町村）の体制整備の責務が規定されたことを踏まえまして、法施行後の府における体制整備につきましては、従来の先行した都道府県の取組みを参考にしつつも、改めて整理が必要であると考えております。すなわち、施行後につきましては、市町村も地方公共団体として体制整備に取組んでいただく必要があり、まずはここを拠点として相談に対応していただき、紛争を解決することが求められると考えております。

　したがいまして、一時的には市町村で整備された相談体制により対応していただき、府は困難事例や広域的な対応が必要な事案を取扱うのが適当と考えます。

　点字版６ページでございます。そこで、市町村における体制整備に当たっての考え方をご紹介いたします。まずは市町村の中で社会資源の状況等を踏まえながらも、相談体制を確立・整理していただき、その中で、例えば、市の障がい福祉担当課など、中核となる窓口を明確にしていただく必要があろうかと思います。

　さまざまな地域・既存の相談機関等を市町村のレベルでどのように連携し、府の広域的な相談体制につないでいくのかは、これから明確にしていく必要があると考えます。

　地域・既存の相談機関等における実際の相談対応についてでございますが、対象事案は、相談段階で幅広くとらえ、生活上の相談も含めて、そこでワンストップですべての相談を受けとめていただくことが必要であると考えております。

　差別であれば、「こちらの相談体制」、それ以外であれば、「別へ」という仕切りを、相談受け付けの段階でせず、まずは相談を聞いて、そして課題解決を考えるということが必要だと考えております。

　その場合には、単に耳を傾けて話を聞くということだけではなくて、ソーシャルワークの方法を用いて、生活上の具体的な助言、調査、環境の調整などを行うことが必要と考えます。

　点字版７ページでございます。相談機関におきましても、障がい者に対して手話、点字、絵カード等の情報提供やコミュニケーションに関する配慮が必要であると考えております。

　点字版７ページでございます。事業者からの相談への対応ということでございますが、企業サイドの窓口もやはり必要であること。そして、企業サイドの窓口から個別、具体的な相談に地域・既存の相談機関が対応することが求められること。

　裏面にまいります。さらには、個別企業の相談窓口との連携にとどまらず、業界の相談窓口との連携も重要であると考えます。

　その場合には、まずは地域・既存の相談機関等で対応をしていただきますが、特に広域的な対応が必要な事案は府による支援が重要と考えます。

　地域における相談機関等におきましても、雇用分野に関わる相談案件が寄せられることも考えられますが、その場合でも状況等を相談機関で把握いただいた上で、障害者雇用促進法における相談や紛争解決の仕組みにつないでいただくことが大切と考えます。

　とりあえずはワンストップで幅広に相談は受けとめて、話の事情を聞いていただく。雇用の分野に係る事案であれば、そののちに関係機関につなぐということでございます。

　市町村における体制整備に向けた府の役割でございますが、地域における相談体制のイメージや、一定の考え方を市町村に対して示すことが必要であると考えます。

　点字版８ページでございます。相談窓口の明確化のため、窓口の一覧表を作成し、府民に知らせるということは府の役割でございます。

　例えば、府が担うべき相談員の人材育成や質の向上に関する役割がございますが、これについては、相談対応に必要な情報の市町村との共有化などが必要と考えております。

　さて、第一次的には市町村で地域・既存の相談機関等を活用しながら相談体制を整えていただくことになるわけでございますが、府の役割といたしましては、この地域・既存の相談機関等における解決を支援する役割を作ることが府の役割として考えております。府にそのための広域専門相談員を配置し、市町村の地域・既存の相談機関を支援することが府の役割でございます。

　府が設置いたします広域専門相談員は、相談機能とともに当事者間の調整による最終的な紛争解決機能を担う。そのため具体的な業務としては幾つか考えられますが、例えば、地域・既存の相談機関等に対する助言。当事者に対する調査。当事者間の協議や関係機関の調整。相談機関の連携促進。相談事案の収集と分析。点字版９ページでございます。が、業務として考えられます。

　このため、広域専門相談員の体制整備に当たりましては、予算や人数の面で十分に対応できる体制整備が重要と考えます。

　さて、この府が設置いたします、広域専門相談員でも解決ができない場合がございます。府の支援によっても、地域・既存の相談機関等における解決が困難な場合に対しましては、府がより専門的、中立的な立場から対応する仕組み、を構築することが重要と考えます。

　そのために府に合議体を設置することにいたしました。合議体は障がい者側から申し立てを受けて調査を行い、あっせん案を提示するところまでを権限としたいと考えております。

　この合議体の構成ですが、学識経験者、障がい当事者、事業者等から構成したいと考えます。

　この合議体で取扱います対象事案でございますが、不当な差別的取扱いに係る事案につきましては、広域専門相談員による調整で解決できない場合に、最終的に合議体で対応することにしたいと考えております。

　合理的配慮の不提供に係る事案を対象とするかにつきましては、部会でも議論がございましたが、今後の相談事案の集積や国の動向等を踏まえて、今後さらに検討を進めていくものといたしました。

　雇用分野に係る事案につきましては、合議体の対象事案とせず、障害者雇用促進法に定める相談や紛争解決の仕組みにつないでいきたいと考えます。

　点字版１０ページについてです。（４）障害者差別解消支援地域協議会についてでございます。合議体とは別のものとして、相談事例の収集・分析、情報交換などの役割が考えられます。市町村ではこの地域協議会を自立支援協議会の中に位置づけることも考えられると思います。

　点字版１１ページでございます。「４　実効性の確保のための措置の必要性について」。具体的には、勧告、公表、罰則が必要かどうかについてでございます。行政刑罰である罰則につきましては、共生社会の実現を目指すという法の趣旨を踏まえた取組みにそぐわないこと。事業者の活動に過度な制限をもたらす懸念があることなどから、部会では適当ではないと考えました。

　他方、勧告、公表につきましては、法律では主務大臣の権限となっておりますが、ここでは知事の権限として、勧告または公表の権限を定めることが必要と考えました。その場合では、具体的な要件、手続きを条例で定める必要があると考えます。

　こうして条例の必要性について検討をしてまいりました。

　「５　条例の必要性について」につきましては、条例制定自体に啓発効果があること。そして相談や紛争解決の仕組みを明確にできる、といった意義があることから、部会では「条例が必要である」との方向でおおむね一致いたしました。

　条例の内容、施行時期については、幾つか意見がございました。ここでは６つの主要な意見をご紹介させていただきたいと思います。点字版１２ページでございます。

　まずは、府ガイドライン等による普及啓発が重要で、条例でも啓発の重要性を規定するべきである。

　施行後は、法律で十分規律されていない事項、例えば、相談、紛争解決の仕組みを条例で規定することに意義がある、という意見。

　条例で合理的配慮の法的義務化や公表など、企業に対するハードルをいきなり上げることについては慎重であるべきである、というご意見。

　差別の定義、相談員の調整、紛争解決機関の助言・あっせん、知事の勧告、公表、啓発の責務などが条例の内容として考えられる、というご意見。

　法施行にこだわらず、施行後の国の動き、府内の相談対応状況や障がい者・事業者の意見等を踏まえて、より内容の検討を深めるべきである、というご意見。

　法施行時に条例が必要で、その内容は体制整備等、法を補完するようなものにするべき、というご意見でございます。点字版１３ページにまとめてあります。

　最後「まとめ」でございますが、検討の結果、まずは、府ガイドライン等による普及啓発を図ることが非常に重要であるが、条例制定が必要であるとの方向でおおむね一致しました。

　いわゆる国の差別解消法が定めていない「上乗せ・横出し」等の条例の方向性を考えるならば、法施行にこだわることなく、法施行後の状況等を踏まえ、条例の内容について、より検討を深めるべきであるというご意見が多かったように思います。

　法施行後も状況を踏まえて、ということですが、「上乗せ・横出し」条例が府として必要とされるような、個別の紛争事例の収集・分析には、最低１年は必要と考えます。具体的にこの紛争解決の仕組みが機能し始めて、紛争が寄せられて、広域専門相談員の事例を収集し、場合によれば合議体での検討結果を踏まえながら、部会等でその「上乗せ・横出し」の部分を検討していく必要がございます。

　ただ、この差別解消法は国の３年の見直しが予定されておりますので、国では法施行後２年ぐらいから検討に入ると考えられます。我々が検討しなければならない、「上乗せ・横出し」の内容につきましても、法改正の検討内容を見守りながら進めていく必要があるということになりますと、最低３年後ぐらいまで条例の制定を待たなければならないことが懸念されています。

　その場合の進め方といたしましては、合議体による判定や勧告、公表といった府独自の体制整備を図る場合には、根拠規定として条例が必要であり、まずは法施行と同時に相談等の体制整備の内容を条例で規定し、その後、「上乗せ・横出し」条例が必要とされる個別紛争事例の分析、そして国の法改正の状況等を踏まえながら、大阪府としてより充実した内容に向けてさらに条例の改正を検討すべきという有力な意見がございました。

　点字版１４ページでございます。府におきましては、今後、障がい当事者や関係事業者等幅広い意見を聞きつつ、条例制定の適否について適切に判断いただきたい、ということが部会のまとめでございます。以上、簡単にご説明をさせていただきました。

○会長

はい。ありがとうございました。それでは「これまでの議論の整理について」、ただいま報告いただいた内容に関して、皆様からご意見、ご質問をちょうだいしたいと思います。はい。委員、どうぞ。

○委員

部会での議論、ご苦労様でございました。

　今日、別紙を出させていただいておりますのは、部会でいろいろと課題を取りまとめていただいたところですが、委員からの意見を列挙されている部分も幾つかありまして、その内容について少しわからないところをご質問させていただけたらと思いますのと、少し不安な部分もありますので、それについてご確認させていただけたらと考えております。

　私たち障がい者団体にとりまして、この「差別解消の取組み」、その最終的な形として条例を策定していくというのはある意味悲願でございまして、それがどういうような形で作られていくのかというのが、まず１つ目の不安であります。

　この意見の取りまとめでも、「条例が必要との方向でおおむね一致した」というような文章を書き加えていただいたと聞いております。それについては、ありがとうございます。

　ただ、その部会の議論の積み重ねを踏まえて、まだ府としてどうするのか、はっきりしていません。府でも条例を策定する方向性であるということを、まず明確にしていただけたらと思っております。

　それと、条例をいつ、どんな内容で策定するかということも、これが明らかにされていない。

　部会の議論でも、少し議事録を見せていただきましたが、すぐ、来年４月に条例を作っていくという話とか。あるいは、それを逃したらもう３～４年先になっていく。先ほども部会長がおっしゃっていましたが、そのどちらかのように言われております。

　それで来年４月ということになると、もうほとんど時間がありません。これで進めるとなったら、今の合議体とか、広域相談員とか、そういうような体制だけを条例に盛り込んだ形の、体制整備だけを裏打ちする、全く障がい者団体が求めてきたものとは別物の、不十分な条例になってしまうのではないかというような懸念があります。

　それはもう体制整備条例というもので、障がい差別解消の条例とは全く別のものであるということになりますので、もし、そういう形で条例を作られるのであれば、明確に反対をしたいと考えております。

　かといって３～４年先の、今、法施行の状況を見て１年はかかる、国のほうでは２年後から始まるという話でしたが、３～４年先まで待たずとも準備をし始めて、１年ぐらいの短い期間で条例を作っていってもいいのではないかと考えておりますので、できるだけ早い段階でしっかりとした条例を策定していただきたい。

　それで、もう来年４月ということになりますと、もうほとんど議論の余地がありませんよね。議会が２月ぐらいですし。それなら障がい者団体に１回か２回示して、これで条例ですというような、そういう話にはならないと思いますので、その来年４月条例というのはやめていただきたい。

　条例検討部会をこの差別解消部会のあとにしっかりと設けていただいて、そこで文言とか、どういう条項を盛り込むか、議論を他府県と同じようにしていただけたらと思っております。

　それから条例に盛り込むべき内容ですが、体制整備、啓発だけのような形ではなくて、やはり一番不安なのは、悪質な事例に関してです。ほとんどの事例は、合理的配慮を適切に示すことで、そのやり取りで合意解決していけるものだろうと思っております。障がい者団体も、零細な企業に対してまで、あれこれ無茶なことを要求したり、差別として問題にしたり、訴えたりということはありません。

　ただ、悪質な事例が中にはありまして、それで大変困っているわけです。ほとんどの事例は、合理的配慮の内容を示せば、「そういうことでいいのか」と、「それだったらできるかな」ということで解決できるかと思うのですが、悪質な事例に関しては、体制整備とか、調査・調整・あっせん・勧告等の権限を明確化するだけでは、やはり判断の基準根拠が明確になりませんので、対処が困難であると考えられます。

　他県の条例では、差別の定義の項目で、「合理的配慮を行わないことは差別である」と規定したり、合理的配慮等の項目を設け「合理的配慮はされなければならない」というように規定して義務化しているわけですが、府の条例でも、ぜひとも、この「差別の定義」、意見でも出ていたと思いますが、合理的配慮の条項を設けて、養成機関等、あるいは事業所の区別なく、合理的配慮は義務規定になるように、まずしていただきたいと考えております。

　これがなければ悪質な事案に対しては、縛ることができなくなってしまうのではないかということです。

　それから、また分野ごとの不当な差別の規定についても盛り込んでいただければと思っております。ガイドラインでもいろいろ書いていただきましたが、これの目的は対話と理解を進めるための啓発であり、条例に各分野規定が盛り込まれないと、対応できるよりどころ、各分野ごとにあいまいな状態となって、逆に混乱しないだろうかと。

　ガイドラインには、情報提供の項目が最終段階で削除されたり、建物、公共施設等の利用の項目などもありません。あと各分野の不当な差別のガイドラインでの文言も限定的でありますので、その辺を各分野ごとに差別規定として条例に盛り込んでいただきたい。

　さらには、基本理念、目的なども、総則等も含んだ条例としていただきたい。フルスペックといっているのですが、そういう条例を期待しております。

　それから相談、紛争の防止・解決の体制整備ですが。基本的に地域・既存の相談機関で相談対応、事業者と連携して解決することとされております。確かに、今、市町村で相談支援、かなり忙しいですが、そこが一定、差別の案件について相談を受けていくというのは、それはそうかなというように理解しておりますが。

　相談員の養成・研修も市町村の役割とされているように見えるのですが、全市町村ですぐにしっかりと対応できるとは思えません。府でやはり対応マニュアルですとか、リーフレットを作って、行政職員、相談員等の研修にしっかりと取組んでいただけたらと考えております。

　ちょうど２０１２年でしたか、虐待防止法のときも相談支援が関与する仕組みで、行政の役割とこちらの相談支援の役割分担がかなり混乱するようなところもありまして、フロー図を作ったり、体制をどういうようにつないでいくのかということも、ずいぶん議論し、その辺がマニュアルにまとめられて統一対応がされてきた。国のほうではそこまでは細かく定めてくれないので、都道府県でそういうマニュアル・研修が必要だと思います。

　それから広域相談員の業務として、地域の相談機関への助言、調査・調整等とされて、広域対応が必要な事案、困難、継続事案に対応と想定されているのですが、これは誰が判断するのかですね。

　地域で相談機関が困難と感じたり、対応できないとした事案について、合理的配慮の不提供事案も含めて対応するように、広域相談員が対応するようにしていただきたい。

　当事者間の協議に同席していただいたり、合理的配慮の提案等、調整を行ったり、当事者からの直接の相談にも応じていただけるのかなと思うのですが、それでよろしいでしょうか。

　それから合議体については、合理的配慮の不提供事案は対象にしないように議論されていて、これからの様子を見ようということになったかと思うのですが、やはりその意見が出ていましたように、不当な差別事案と合理的な配慮の不提供を切り分けることはなかなか難しくて、合理的配慮の提供を持ってあっせんしていくということも十分に考えられますので、それについて対象としていただきたいと。

　それから、事案の解決には適切な合理的配慮が多様に提案できるのか、それを具体的にやり取りしていくことで解決につながってくると思われるのですが、広域相談員だけが考えて対応していくのは非常に困難だろうなと、なかなか難しいお仕事だろうなと思っております。

　その広域相談員のバックアップする仕組みがやはり、ぜひとも必要でありまして、合理的配慮について好事例を収集する、個別に合理的配慮の中身を検討・提案していく機能を作ること、それをやっていく者として差別解消支援地域協議会を大阪府でもしっかりと作ってバックアップしていくのは、いいのではないのかと考えております。以上です。

○会長

委員から、総括的なご意見、ご質問をいただきましたが、ほかの皆さん。では、委員から。

○委員

この報告書といいますか、まとめの文書について、私は全面的に賛成の立場なのですが、特にこの差別問題というのは、単純に「これが差別か」「あれが差別か」という白黒で分けるような正確のものではなくて。

　私も息子が知的障がい、高度障がいの息子がもう４７歳になりますが、生まれた当初から４０年経った今、社会というのは大きく動いていまして、本当に彼らが住む地域はできつつあるのかなという思いは持っています。

　そういう意味で、この差別問題というのは「差別」という言葉が大事なのではなくて、共生できる社会を作っていく、目指していくということが課題であるとするなら、拙速に細かい規定を決めてしまうというよりは、もともと発祥が国の法整備から動いてきているわけですから、国の流れでいう、来年の４月の実施段階で、せっかく使っていただいているガイドラインを実効性のあるものにするために、体制整備を府として確認をしながら、何年後かは別にして、少なくとも国が３年後の見直しを規定しているわけですから、そこに向けて本当に府独自の課題となっている「上乗せ・横出し」という部分についてどうすべきかということについてはしっかりと幅広い議論を時間をかけて実施し、３年後に見直すというような、そういうことが大事なのではないかと思っています。

　そういう点で、今、危惧するのは、いったん条例ができたのだからもう見直しはやるかどうかわからないという危惧はあるわけです。それだったら、これはある意味で行政との信頼関係でもあるのでしょうが、しかし、思ったとおりにいかないという事態もあるわけですから、せめてこの４月の段階で作成される条例には、少なくとも見直しの時期等について明記をしていただくというぐらいの担保は必要ではないかと思っています。以上です。

○会長

はい。では、委員。

○委員

２点、意見というか、申し上げたいのですが。

　１つは、３ページにも書かれている、「障がい者自身が差別をされたと気づいていない場合」という文言もありますが、私たち難病患者の場合は、障害者基本法、あるいは障害者差別解消法で心身の機能障がいということで障がい者だと、我々自身も認識しています。そういう位置づけだと思うのです。

　ところが、残念ながら、難病患者の場合、多くの人たちが障がい者だという位置づけをあまり持っていないというか、そういう部分で弱点もあるわけですが。この辺に対する啓発活動というのも、啓発の重要性もいろいろと言われているわけですが、一連の文章だけでなかなかわかりにくいという部分もありますので、その辺の啓発等も含めて、ぜひ考えていただきたい。これが１点です。

　もう１点は８ページにもありますが、「雇用分野に関わる事案」という部分があります。これは実は僕はパブリックコメントでも出したのですが、これは障害者雇用促進法に解決を委ねるという部分で書かれているわけです。

　これをなぜ、私がパブリックコメントで出したかといいますと、残念ながら、難病という部分は障害者雇用促進法の中で発達障がい者とともにまだ正式に入っていないわけですよね。そういうことになれば、私たち難病患者が、例えば、就労問題とか雇用問題とかでそういう問題が起こった場合に、障害者雇用促進法の中ですべて解決できるものであるのかどうかというのは、非常に疑問に思っています。その辺の部分について、もし今わかることがあれば教えていただきたい。以上２点です。

○会長

はい。ほかにご意見のある方はいませんか。委員は、いいですか。特に。はい。どうぞ。マイクお願いします。こちらがいいですか。すみません。委員から行きましょう。はい。

○委員

　今、委員がおっしゃったように、私たち発達障がいもなかなかわかりにくいところがありますので、府の広域的な相談体制といわれていますが、その中でやはり３障がいでぱっぱと言われてしまうと、発達障がいの相談のところがどこになるのかなと思ってしまう場合がありますので、やはり市町村の窓口というところではしっかりとわかりやすくしていただきたいなと思います。

　啓発では、ここに、４ページに書かれていますように、府のガイドラインの下に、「啓発に当たっては行政だけでなく事業者も含め、府民や障がい者団体もそれぞれ補うべき役割である」と。まさにそうだと思います。私たちもがんばっていきたいと思いますので、どうぞご指導よろしくお願いいたします。

○会長

はい。ほかにいかがでしょうか。はい。委員、どうぞ。

○委員

はい。私はこの作成会議に参加した者なのですが、知的障がいの親で作っている団体なのですが、やはりなかなか理解されていなくて、啓発だとか、そういうところが、障がい者の理解だというのがとても大事だと思いますし。

　先ほど委員も言われていましたように、これは差別解消ではありますが、やはり「共生社会に向けて」ということで、徐々にではありますが、私たちもとても表せない差別を受けていても、子どもは差別を受けているとは感じない。そういう不憫さを味わってきたわけなんですが、徐々にやはり解消されてきているし、社会で少しずつ皆さんから育てられているという、そういう思いがあるわけですから。

　この法律ができたことによって世の中も、社会も少しずつ変わっていくのかな、ますますというように思うわけなんです。ですので、一気にというのではなくて、相談というところと体制整備と、啓発というところをすごく重点をおいた、とりあえずの条例とガイドラインでもって、この共生社会を作るために進んでいく。そして事例を集めて、その積み重ねたものの中から大阪らしいものをもう一度見直しをするときにきちんとした条例を、大条例といいますか、それを作っていくと。

　そのときには、委員等の考えも入れながら、いいものができたらいいなと思います。「１年先と」言われるのも、「早く」という思いも、いろいろ障がい別によっても思いというのはとても違うのかもしれません。何といいますか、法律ができたからすぐにというのではなくて、やはり周りの人たちにも理解を得ながら、そういう事例の蓄積というか積み重ねの中から「大阪というもの」というのを作っていけたらいいのではないかというようには、話の中からも改めて思ったりしたのですが。以上です。

○会長

はい。ほかにご意見ございますか。はい。どうぞ。

○委員

　障がいがある子どもたちが所属している事業所ですとか、それから学校や幼稚園や保育園というところは、体質的になかなか外に相談できないというような、中だけで何とかがんばったらいいのではないか、というような体質がまだまだあります。相談ができる体制を整えたとしても、そこへ相談するための仕組みのようなものが市町村に任されるということになりますと、またここに市町村の格差というものが生まれてくるのではないのかという懸念を、現在しているところでございます。

　ですので、差別解消の支援地域協議会、この辺の工夫ですとか、この中で、どういったところを進めていくというような、こちらのほうにも詳しいガイドライン、またマニュアルのようなものが必要かもわかりませんし、さらに現場の、実際に関わっている事業所の方たちについても、何か質問から解消できるような仕組みのようなものを作っていく必要があるのではないかと思っています。

　あわせて、障がいがある子どもたちを取り巻くニーズというのは、発達的なニーズにあわせて、親御さんの、保護者の就労などという、社会的ないろいろなニーズがありますし、日常生活をどうおくるのかという、複雑にニーズが絡み合っていて、どれを優先するのかというのは、それぞれの人の考え方によって意見がかわってくる場合があって、その場合に意見がかみ合わないから差別されたというような考えになりがちなことがありますので、その辺については「共生社会を作るんだ」というところを強調していただくような取組みも含め、相談を受ける事業所もしくは市町村の窓口などが、その複雑化したニーズをどういうように解いていくのかという、質の維持の研修のようなことも、あわせてやっていただくようなことも検討していただけたらと思います。以上です。

○会長

はい。では、委員ですね。

○委員

　今回、障害者差別解消法が来年の４月から施行されるということで、この大阪においても今さまざまなガイドラインが公表されたりしているわけです。今回の差別解消部会からのご提言は、私は賛成の立場で、今ご説明を聞いておりました。

　ただ、来年４月から法そのものが施行されるという中で、きっとさまざまな事例、あるいは事案というものが蓄積されていくのだろうと思うのです。

　それをどのように解決し、その問題を検討していくのかということを煮詰めながら、あまり拙速にならずに条例の制定のほうに向いたほうがいいのではないかというような印象を受けました。

　私どもは事業者の位置づけになります。ここにも書いていただいているように、「事業者も一方の当事者で、同じ共生社会を目指す一員である」というところからみると、それぞれが成熟をしていかないといけない。そのステップをぜひ、経験をしながら、よりよい条例にしていくというような議論をお願いできればという印象を受けました。以上です。

○会長

はい。そろそろ予定の時間が来てしまったのですが。あと、事務局の考えも聞かないといけませんので、１０分程度延長したいと思いますが、よろしいでしょうか。はい。それではひととおり意見が出たというところで、事務局のお考えを少しお聞かせ願いたいと思います。

○事務局

どうも、先生方ありがとうございました。福祉部長です。

　まず、この部会の報告の趣旨ということになりますと、「府が条例を制定する意義はある」と書いていただいております。つまり、「条例を制定せよ」ということが、おおむね部会の総意であるというように、私自身は受けとめております。

　その上で、行政としてどのような選択肢を取るかということについては、２つの選択肢を示していただいていると受けとめています。具体的には、部会の報告でいただいています１２ページにありますように、そのまま引用させていただきますと、「（イ）相談体制の整備等法が明確に規定していない部分を補完するための条例を制定する」。「（ウ）合理的配慮の法的義務化等を含む、いわゆる「上乗せ・横出し」条例を制定する」ということだと思います。

　この選択肢は、そのまま時期の選択肢になると考えます。（イ）のほうの、法が明確に規定していない部分を補完する条例でありますと、今から準備を急ぎまして、法施行と同時である平成２８年４月に何とか間に合うのではないかと考えます。

　一方で、（ウ）のほうの、「上乗せ・横出し」でありますと、やはり早くても法施行後の３年の平成３１年４月以降になると考えます。

　その理由を今から申し上げます。法は明確に、法施行後３年を目途（もくと）に必要な見直しを検討するという規定でございます。その趣旨は、行政的に理解をいたしますと、まさに国民の権利義務に係る部分につきまして、今回さまざまな義務化ということも一定ございます。

　ただ、それが今回の法律のカバーする部分で、十分かどうか。裏返していうと、法がカバーしていないところまで義務化をすべきかどうかということも見極めよということではないかと考えます。

　そして、そのためにはやはり事例の収集等も含めまして、さまざまな検討も必要ですので、やはり３年はかかるということだと思います。

　そうしたことを前提に考えますと、理論上、もちろん府としての「上乗せ・横出し」条例の制定というのはもちろんございます。ただ、それはナショナルスタンダードである今回の法では十分ではないから、やはりローカルオプティマムであるための条例が必要だということになると思います。

　つまり法施行後の検証の結果といたしまして、今回の法律による義務化、規制等だけでは障がい者の差別解消には効果がないということにならないと、なかなかこれは府民のご理解は、府議会のご理解は得られないというのが私の考えであります。

　そこで、本日の議論を踏まえまして、私として今考えておりますのは、福祉部としてでございますが、まずは、これは策定をしたガイドラインによる普及啓発というものをしっかりとやりたいと思います。

　そして法律には細部の規定がない、府内の相談や紛争解決の体制の整備、さらには勧告、あるいは公表といったことも、部会の報告書に規定していただいていますが、そうしたしっかりとした根拠を持つ、そしてこうした広域自治体であります大阪府の役割をきちんと果たすということが重要だと考えています。

　そのため平成２８年４月の法施行にあわせまして、府として、こうした趣旨から法を補完するための条例を制定いたしまして、府ならではの仕組みづくり、あるいは府民へのメッセージの発信ということを優先としたいということを考えています。

　ただ、先ほど、冒頭で申し上げました、（ウ）の選択肢を決して排除したわけではありません。府の条例のほうにも、法施行後の状況をきちんと検証をする、そして、法とあわせて見直しを検討するといった規定が盛り込まれることが重要ではないかと考えています。

ただ、これは福祉部として、きょう皆様方のご意見をお聞きしまして、私自身の考えであります。条例の必要性、あるいは制定の時期につきましては、やはり知事と十分に相談をさせていただいた上で、議会に提案をし、議会のご理解を得て議決を目指す必要がございます。

　そのため福祉部といたしましては、来年２月の定例府議会に条例案が提案できますように、そのことに照準を合わせて準備を進めてまいりたいと考えております。そのためには部会をはじめ、当事者、事業者の皆様から幅広くご意見を聞きながら進めていきたいと考えております。以上でございます。

○会長

はい。委員、どうぞ。

○委員

こだわるようですが、やはり体制整備だけでの、あとはガイドラインだけで啓発するだけの条例というのは、今までこちらが想定してきたものと全然違うなというのはあるので。それがもう１～２回の議論しかできませんよね、団体と障がい者団体と。そんな形で条例を作られるというのはほかでは聞いたことがありません。それについていかがですか。普通は何年かかけて、１～２年かけてでも、条例の案文というのは団体とも協議しながら作るものだというように考えております。

○事務局

条例の制定には立法事実というものが必要であります。その立法事実を収集するのに法の規定が３年かかると言っているのであれば、私どもとしてもそうならざるを得ない。ですから、皆様方のご意見を些少するわけでは決してなくて、そういう方向に向かってやるけれども、時期においては、まずは相談体制ということをやらせていただきたいということを申し上げているのです。

○委員

その１回ね。まずその進め方として、（イ）をやっておいて（ウ）と書かれているのですが、それが果たしてそういうようにできるのか。案文が全然示されていませんよね。少なくとも、今、大阪府で考えられている条例がどのようなものなのか、まず案文を示していただいて、それでいくのか、もう少し時間をかけながらしっかり作ったほうがいいだろうと、「これは段階論にならないよ」ということであれば、そういう議論の余地は残していただきたいと思いますが、いかがですか。案文をこの会議で示してください。

○会長

委員、ちょっとお待ちください。おっしゃることはわかるのですが、わかるのだけれども。

○委員

はい。案文を作られて、ぱっとできるような条例の作り方って初めて聞いたんです。

○会長

今、ちょっとその確認をしますが。今さっきおっしゃったのは、条例作りに関して、できるところから始めていきたいと。細かいところはまたあとでご意見いただかなければいけませんが、どういうものを作るかということについてのプロセスについてはまだおっしゃってないので。

○委員

はい。それが全然欠けてて。もう４月に条例を作るというのであれば、ほとんど内容検討ができない。それが段階論で発展していく条例なのか、そうでないのかもわからない。そんな条例の作り方はありません。

○会長

ということになるのではないかと、委員は心配をしているということですね。

○委員

はい。

○会長

はい。事務局のご意見ありましたら。

○事務局

そうならないようにやらせていただきます。

○委員

だから、その条例でいくのか、そうでないのか。きちんと議論の機会を保障してくださいよ。

○事務局

あと、もう１点付け加えますと、仮にその平成２８年４月に向けて相談体制の整備に関する条例を作るという場合には、これまでも昨年度の提言も含め、今回の「これまでの議論の整理」も含めまして、その相談体制の部分については大分具体的なイメージをご議論いただいたと思いますので、そこは一定の議論のすでに蓄積があるものというように考えております。

○委員

それでとりあえず条例を作らずに、中途半端な条例を作らずに、体制を作っていくだけでも１年ぐらいかかるでしょう、実際。これから相談体制、マニュアルを作ってやっていくということなら。

○事務局

そこがその体制整備に当たって条例の裏づけをした上で、きちんとしたその広域専門相談員。

○委員

中途半端な条例だったら要らないですよ。そこは。

○事務局

そこは委員のご意見としてうかがいましたので。

○委員

そこをきちんと、それが段階論として発展させていく条例になるのかどうか、案文を示してきちんと議論してくださいよ。それを示さないで、ＡかＢかの方向でどちらかだ。今日もここで決めてしまって、あとは行政で条例の案文を作るというのは納得できません。しっかり議論してくださいよ。

○会長

委員。ここは何かを議決する場ではないので。意見を言う場なので。

○委員

わかりますけれども。条例検討部会で普通は議論するものではないでしょうか。

○会長

だから、今、提案でいえば、そういう条例検討部会を少なくとも作ってくださいということですね。

○委員

そうですね。きちんと議論する場を作って議論してください。勝手に作らないでいただきたい。障がい者抜きに障がい者のことを決めないでいただきたい。それだけです。

○事務局

　きちんとした手続きは踏ませていただきますし。引き続き、部会というところをお借りしてご議論を進めていくということを想定しておりますので、またその点については後ほど相談させていただきます。

○会長

はい。いろいろと注文が出ましたが、ということも含めて、次のステップに踏み出していきたいということなので、またその点はよろしくお願いしたいと思います。

　少し時間もオーバーしてしまいましたが、一応これで、第３８回の推進協議会を閉会にしたいと思いますが、よろしいでしょうか。はい。なければ、もう事務局のほうにマイクをお返しします。

○事務局

それでは、以上で、第３８回推進協議会を閉会とさせていただきます。会長、部会長、委員の皆様、本日はありがとうございました。

（終了）